

susten 全世界株式インデックスファンド（M）

追加型投信／内外／株式／インデックス型

2026 年 7 月 31 日付でファンドの名称を「マネーフォワード全世界株式インデックスファンド」から「susten 全世界株式インデックスファンド（M）」に変更します。

＜ファンドの商品分類および属性区分＞

| 商品分類                           |        |              |               |       |                                             |
|--------------------------------|--------|--------------|---------------|-------|---------------------------------------------|
| 単位型・追加型                        | 投資対象地域 |              | 投資対象資産（収益の源泉） |       | 補足分類                                        |
| 追加型                            | 内外     |              | 株式            |       | インデックス型                                     |
| 属性区分                           |        |              |               |       |                                             |
| 投資対象資産                         | 決算頻度   | 投資対象地域       | 投資形態          | 為替ヘッジ | 対象インデックス                                    |
| その他資産（株式（一般）、投資信託受益証券（株式（一般））） | 年 1 回  | グローバル（日本を含む） | —             | なし    | その他（FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円換算ベース）） |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会ホームページ（<https://www.imajor.jp/>）をご参照ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、以下「金商法」といいます。）第 13 条の規定に基づく目論見書です。
- susten 全世界株式インデックスファンド（M）（以下「当ファンド」といいます。）の受益権の募集について、委託会社は、金商法第 5 条の規定により、有価証券届出書を 2026 年 7 月 27 日に関東財務局長に提出しており、2026 年 7 月 28 日にその効力が発生しております。
- 本書には信託約款の主な内容が含まれていますが、信託約款の全文は、金商法第 15 条第 3 項に規定する「投資信託説明書（請求目論見書）」に掲載されており、委託会社のホームページで閲覧することができます。投資信託説明書（請求目論見書）は、ご請求により販売会社から交付されます。なお、ご請求された旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に基づき、事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続き等を行います。
- 当ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 34 条に基づき、受託会社の固有財産および他の信託の信託財産に属する財産との分別管理が義務付けられています。
- 当ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、委託会社にお問い合わせください。

委託会社〔ファンドの運用の指図を行う者〕

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第 3201 号  
設立年月日：2019 年 7 月 4 日／資本金：172 百万円（2026 年 4 月末現在）  
運用する投資信託財産の合計純資産総額：4,990 百万円（2026 年 4 月末現在）  
〔照会先〕 電話番号 03-6810-7856（受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）  
ホームページ <https://susten.jp/>

受託会社〔ファンドの財産の保管および管理を行う者〕

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

## 1. ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

当ファンドは、主として国内外の金融商品取引所に上場している株式、投資信託受益証券（ETF）への投資を通じて、FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。

### ファンドの特色

#### (1) FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。

- FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み）は、全世界の大型株、中型株および小型株市場の値動きを表す時価総額加重平均型の株価指数です。FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円換算ベース）は FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、米ドルベース）をもとに委託会社が独自に計算したものです。

※ 同指数に対する著作権等については後述の〈FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円換算ベース）について〉をご参照ください。

- 2026 年 7 月 31 日を変更適用日とした約款変更により、当ファンドのベンチマークは「MSCI オール・カン  
トリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算ベース）」から「FTSE グローバル・オールキャップ・イ  
ンデックス（配当込み、円換算ベース）」へと変更されました。なお MSCI オール・カン  
トリー・ワールド・インデックス（配当込み）は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の先進国・新興国の株式で構成されてい  
ます。MSCI オール・カン  
トリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算ベース）は、MSCI オール・カ  
ントリー・ワールド・インデックス（配当込み、米ドルベース）をもとに委託会社が独自に計算したものです。

※ 同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべて MSCI Inc. に帰属します。

#### (2) 主として国内外の金融商品取引所に上場している株式、投資信託受益証券（ETF）への投資を通じて、実質的に日本を含む世界の株式に投資します。

- FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、国内外の金融商品取引所に上場している株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、または為替相場等の変動リスクを減じる目的で活用する場合があります。

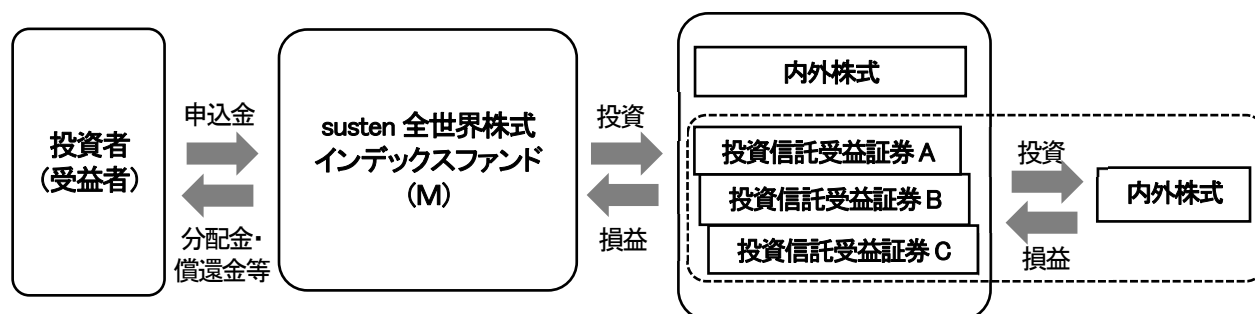
- 投資対象とする投資信託受益証券については、〈投資対象の投資信託受益証券候補一覧〉をご覧ください。  
なお、投資対象の投資信託受益証券は、今後変更となる場合があります。

#### (3) 株式、投資信託受益証券（ETF）への投資を通じて実質的に保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### ファンドの仕組み

当ファンドは、株式、投資信託受益証券への投資により運用を行います。



## 主な投資制限

- ① 国内外の金融商品取引所に上場している株式の投資割合には制限を設けません。
- ② 国内外の金融商品取引所に上場している投資信託受益証券（ETF）の投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産の投資割合には制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑦ 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 収益分配方針

原則として、年1回の決算時（毎年10月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用の基本方針に則した運用を行います。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 追加的記載事項

<投資対象の投資信託受益証券候補一覧（国内籍）>

| 資産 | 銘柄                                    | 主要投資対象       | 運用管理費用<br>（信託報酬）<br>（年率、税抜き）* |
|----|---------------------------------------|--------------|-------------------------------|
| 株式 | MAXIS 全世界株式（オール・カントリー）上場投信            | 世界の先進国・新興国株式 | 0.078%以内                      |
| 株式 | iシェアーズ S&P 500 米国株 ETF                | 米国株式         | 0.06%程度                       |
| 株式 | NEXT FUNDS S&P 500 指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信 | 米国株式         | 0.06%以内                       |

<投資対象の投資信託受益証券候補一覧（外国籍）>

| 資産 | 銘柄                          | 主要投資対象      | 総経費率<br>（年率）** |
|----|-----------------------------|-------------|----------------|
| 株式 | バンガード・トータル・ストック・マーケット ETF   | 米国株式        | 0.03%          |
| 株式 | バンガード FTSE 先進国市場（除く米国）ETF   | 先進国株式（除く米国） | 0.03%          |
| 株式 | バンガード FTSE エマージング・マーケット ETF | 新興国株式       | 0.06%          |

|    |                                         |              |       |
|----|-----------------------------------------|--------------|-------|
| 株式 | iシェアーズ MSCI ACWI ETF                    | 世界の先進国・新興国株式 | 0.32% |
| 株式 | BNY Mellon US Large Cap Core Equity ETF | 米国株式         | 0.00% |
| 株式 | バンガード S&P500ETF                         | 米国株式         | 0.03% |
| 株式 | iシェアーズ・コア S&P 500 ETF                   | 米国株式         | 0.03% |

\* 有価証券の貸付の指図を行った場合に発生する品貸料は除きます。

\*\* 運用管理費用およびその他費用を平均純資産総額で除したものを記載しています。

※ 上記は、2026年4月末現在における投資対象とする投資信託受益証券であり、同時点のデータを基に作成しています。

※ 投資対象とする投資信託受益証券は、今後変更となる場合があります。

## 2. 投資リスク

当ファンドは、主に価格変動のある有価証券等（外貨建資産の場合は為替変動も含まれます。）に投資しますので、以下に掲げる要因等により基準価額が変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

以下は当ファンドの主なリスクおよび留意点であり、これらに限定されるものではありませんのでご注意ください。

### 基準価額の変動要因

|                    |                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株 価 変 動<br>リ ス ク   | 当ファンドは、直接に、又は投資信託受益証券への投資を通じて実質的に国内外の株式に投資するため、株式投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動や業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢や景気見通し、金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、実質的に投資する株式の価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となります。 |
| 為 替 変 動<br>リ ス ク   | 当ファンドは、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動リスクを伴います。為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等により変動します。したがって、実質組入外貨建資産の通貨に対して円高となった場合には、資産の円換算価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。                                                                |
| 信 用 リ ス ク          | 当ファンドは、直接に、又は投資信託受益証券への投資を通じて実質的に国内外の株式に投資するため、信用リスクを伴います。株価は、株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により変動し、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。したがって、このような状態が生じた場合には、保有する有価証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。           |
| 流 動 性<br>リ ス ク     | 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあります。これにより、基準価額にマイナスに影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。                   |
| カ ン ト リ ー<br>リ ス ク | 当ファンドは、直接に、又は投資信託受益証券への投資を通じて実質的に国内外の株式を投資対象とします。実質的な投資対象国の政治や経済情勢等の変化により金融市場・証券市場が混乱して、投資した資金の回収が困難になることや投資した有価証券の価格が大きく変動する可能性があり、基準価額が下落する要因となります。                                                                |

### その他留意点

- 当ファンドは FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象指数の動きに連動しないことがあります。
  - ・ 当該指数を構成する全銘柄を組入れない場合や保有ウェイトが当該指数におけるウェイトと異なる場合があること
  - ・ 有価証券等の売買にかかる売買委託手数料や信託報酬等の費用を負担すること
  - ・ 流動性の確保やその他の理由で現預金等を保有すること
  - ・ 利用可能な指数先物と当該指数の動きに不一致が生じること
- 当ファンドのお取引に関しては、金商法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## ＜収益分配金に関する留意点＞

- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相対、基準価額は下がります。
- 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額（取得元本）によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。また、購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

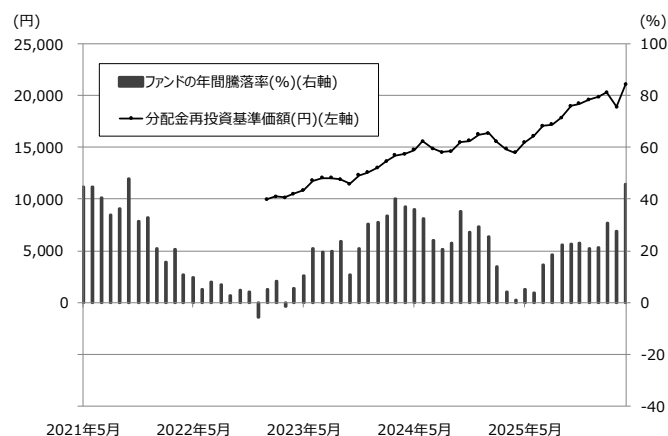
## リスクの管理体制

委託会社では、投資運用に関する社内規程等に基づき、運用本部から独立した内部統制本部が流動性リスク管理を含む運用リスクの管理を行います。なお、リスク管理体制は将来変更される可能性があります。

## 参考情報

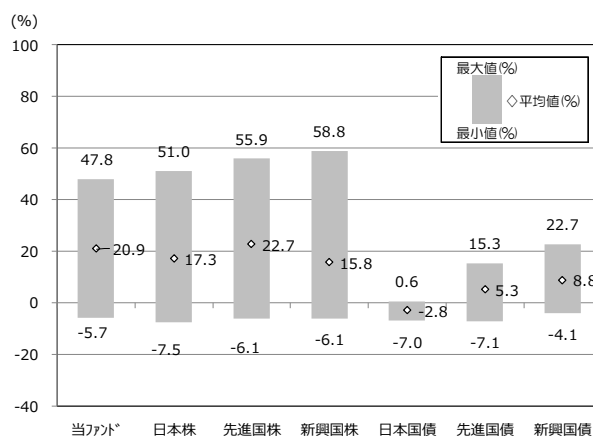
### ＜当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞

（2021年5月～2026年4月）



### ＜当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞

（2021年5月～2026年4月）



- 当ファンドは設定日が2023年1月18日のため、分配金再投資基準価額は2023年1月末以降のデータ、ファンドの年間騰落率は設定1年後の2024年1月末以降の各月末における直近1年間のデータを表示しています。ファンドの年間騰落率が無い期間については、ベンチマーク（MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算ベース））のデータを表示しています。
- 分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

- 当ファンドと代表的な資産クラスの過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値について、定量的に比較できるように作成したものです。
- ファンドの年間騰落率が無い期間については、ベンチマーク（MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算ベース））のデータを使用しています。
- 代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円ベースの指数を採用しています。
- 代表的な資産クラスを表す指数については、「代表的な資産クラスを表す指数の詳細」にてご確認ください。

※ 上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

※ ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。

※ 2026年7月31日を変更適用日とした約款変更により、当ファンドのベンチマークは「MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算ベース）」から「FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円換算ベース）」へと変更されました。なお、ベンチマークのデータは遡及して変更せず、変更適用日より新たな指数を使用することとします。

### 3. 運用実績

基準日：2026年4月30日

#### 基準価額・純資産総額の推移



#### 分配の推移（税引前）

|          |     |
|----------|-----|
| 2023年10月 | 0 円 |
| 2024年10月 | 0 円 |
| 2025年10月 | 0 円 |
| 設定来累計    | 0 円 |

※分配金は1万口当たりです。

- ※ 基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の1万口当たりの価額です。
- ※ 分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算しています。

#### 主要な資産の状況

##### 資産別構成

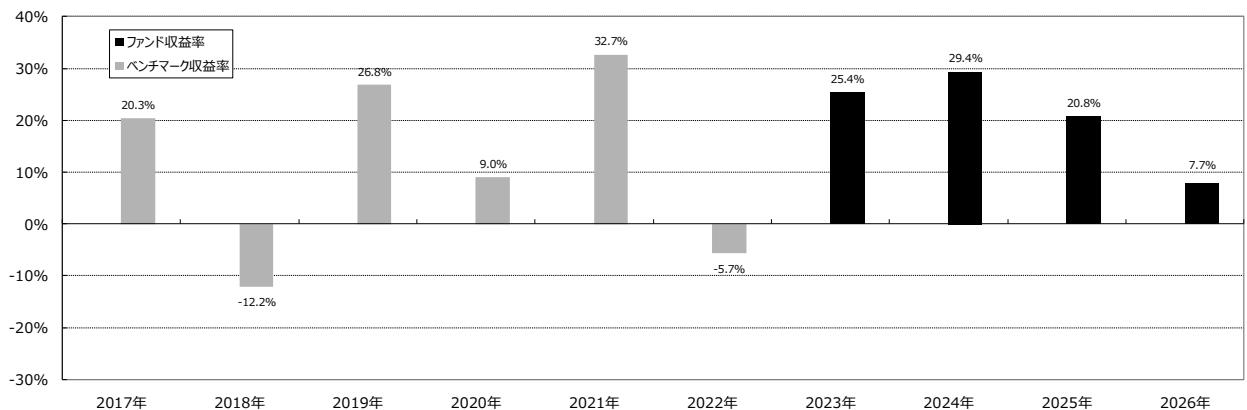
| 資産の種類      | 投資比率(%) |
|------------|---------|
| 投資信託受益証券   | 98.2    |
| 短期金融資産等    | 1.8     |
| 株価指数先物（買建） | 2.2     |

##### 組入れ銘柄

|   | 銘柄名                                 | 種類       | 国/地域 | 投資比率(%) |
|---|-------------------------------------|----------|------|---------|
| 1 | BNY MELLON US LRG CAP COR           | 投資信託受益証券 | アメリカ | 60.2    |
| 2 | VANGUARD FTSE DEVELOPED MARKETS ETF | 投資信託受益証券 | アメリカ | 22.9    |
| 3 | VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF  | 投資信託受益証券 | アメリカ | 10.9    |
| 4 | MAX I S全世界株式（オール・カントリー）上場投信         | 投資信託受益証券 | 日本   | 4.1     |

- ※ 先物取引にかかる証拠金は短期金融資産等に含まれます。
- ※ 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する比率です。
- ※ 表示桁未満の数値は四捨五入しています。

#### 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ※ 2022年以前はベンチマーク（MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算ベース））の年間収益率を表示しています。
- ※ 2023年は設定日から年末までの収益率、2025年は年初から基準日までの収益率を表示しています。
- ※ 最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ※ 上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
- ※ ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。

#### 4. 手続・手数料等

##### お申込みメモ

|                        |                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位                | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                         |
| 購 入 価 額                | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                                  |
| 購 入 代 金                | 販売会社が定める日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                              |
| 換 金 単 位                | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                         |
| 換 金 価 額                | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                                  |
| 換 金 代 金                | 原則として換金申込受付日から起算して4 営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                 |
| 申 込 締 切 時 間            | 原則として、営業日の午後3時30 分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込みとします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。                                                                                                                   |
| 購 入 の 申 込 期 間          | 2026 年 7 月 28 日から 2027 年 1 月 26 日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。                                                                                                                                     |
| 換 金 制 限                | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                            |
| 購入・換金申込受付<br>不 可 日     | ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する日は、購入・換金の申込みができません。                                                                                                                                                             |
| 購入・換金申込受付の<br>中止および取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や規制の導入、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに決済機能の障害や停止等）が発生したときは、委託会社の判断により、購入・換金の申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みを取り消すことができます。 |
| 信 託 期 間                | 原則として無期限（2023 年 1 月 18 日設定）                                                                                                                                                                                        |
| 繰 上 償 還                | 以下の場合等には、繰上償還することがあります。<br>○ 受益権の総口数が10 億口を下回ることとなった場合<br>○ 繰上償還することが受益者のために有利であると認める場合<br>○ 対象指数が改廃された場合<br>○ やむを得ない事情が発生した場合                                                                                     |
| 決 算 日                  | 原則、毎年10 月25 日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                         |
| 収 益 分 配                | 年1 回の決算時に収益分配方針に基づき収益の分配を行います。<br>※販売会社との契約によっては再投資が可能です。                                                                                                                                                          |
| 信 託 金 の 限 度 額          | 1 兆円                                                                                                                                                                                                               |
| 公 告                    | 原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。                                                                                                                                                                               |
| 運 用 報 告 書              | 毎決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページにおいて開示します。交付運用報告書は、原則として販売会社を通じて知れている受益者に交付します。                                                                                                                     |
| 課 税 関 係                | ○ 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>○ 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販                                        |

|  |                                                          |
|--|----------------------------------------------------------|
|  | <p>売会社にお問い合わせください。</p> <p>○ 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</p> |
|--|----------------------------------------------------------|

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### <投資者が直接的に負担する費用>

|         |        |
|---------|--------|
| 購入時手数料  | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

#### <投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

| 運用管理費用<br>(信託報酬)       | <p>信託報酬の総額は、ファンドの日々の純資産総額に年率 0.0946% (税抜 0.086%) の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日 (休業日の場合は翌営業日とします。) および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。</p> <p>&lt;信託報酬率の内訳&gt;</p> <table><tr><th>支払先</th><th>信託報酬率</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社 ※</td><td>年率 0.0363%<br/>(税抜 0.033%)</td><td>ファンドの運用、基準価額の計算、目論見書作成等</td></tr><tr><td>販売会社 ※</td><td>年率 0.0363%<br/>(税抜 0.033%)</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年率 0.022%<br/>(税抜 0.02%)</td><td>信託財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等</td></tr></table> <p>※委託会社は当ファンドの販売会社としての役割を兼ねています。委託会社が販売会社として募集の取扱い等をした部分については、販売会社配分相当額も委託会社が収受します。</p> | 支払先                                    | 信託報酬率 | 役務の内容 | 委託会社 ※ | 年率 0.0363%<br>(税抜 0.033%) | ファンドの運用、基準価額の計算、目論見書作成等 | 販売会社 ※ | 年率 0.0363%<br>(税抜 0.033%) | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等 | 受託会社 | 年率 0.022%<br>(税抜 0.02%) | 信託財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等 |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------|-------|--------|---------------------------|-------------------------|--------|---------------------------|----------------------------------------|------|-------------------------|----------------------------|
| 支払先                    | 信託報酬率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 役務の内容                                  |       |       |        |                           |                         |        |                           |                                        |      |                         |                            |
| 委託会社 ※                 | 年率 0.0363%<br>(税抜 0.033%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ファンドの運用、基準価額の計算、目論見書作成等                |       |       |        |                           |                         |        |                           |                                        |      |                         |                            |
| 販売会社 ※                 | 年率 0.0363%<br>(税抜 0.033%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等 |       |       |        |                           |                         |        |                           |                                        |      |                         |                            |
| 受託会社                   | 年率 0.022%<br>(税抜 0.02%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 信託財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等             |       |       |        |                           |                         |        |                           |                                        |      |                         |                            |
| 投資対象とする投資信託受益証券の運用管理費用 | <p>投資対象とする投資信託受益証券の純資産総額に対して年率 0.02118%程度 (税抜 0.02040%程度)</p> <p>※投資対象とする投資信託受益証券の想定配分に基づく加重平均の経費率です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                        |       |       |        |                           |                         |        |                           |                                        |      |                         |                            |
| 実質的な負担                 | <p>当ファンドの純資産総額に対して年率 0.11578%程度 (税抜 0.10640%程度)</p> <p>※当ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託受益証券の運用管理費用を合わせた実質的な信託報酬率です。</p> <p>※当ファンドは、投資信託受益証券の配分比率を変動することや異なる総経費率の投資信託受益証券を投資対象に追加することがありますので、実質的な信託報酬率は変動することがあります。そのため、概算値で表示しています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                        |       |       |        |                           |                         |        |                           |                                        |      |                         |                            |
| その他の費用・手数料             | <p>組入有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および借入金の利息等がありますが、運用状況等により変動するため、事前に料率や上限額等を表示することができません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                        |       |       |        |                           |                         |        |                           |                                        |      |                         |                            |

※ 上記の費用合計額、その上限額および計算方法は、運用状況や投資者の保有期間等により異なるため、事前に表示することができません。

## 税金

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期                | 項目        | 税金                                            |
|-------------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分配時               | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金（解約）時<br>および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

※ 上記の税率は2026年4月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※ 少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 外国税割控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## （参考情報）ファンドの総経費率

対象期間：2024年10月26日～2025年10月27日

| 総経費率①+② | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|---------|------------|-----------|
| 0.21%   | 0.21%      | 0.00%     |

※ 上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（年率）（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。）です。

※ 投資対象とする投資信託受益証券にかかる費用は、その他費用（②）に含めています。

※ 計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

## ファンドが対象とする指数の著作権等

〈FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス(配当込み、円換算ベース)について〉

当ファンドの開発は、株式会社 susten キャピタル・マネジメントのみにより行われています。London Stock Exchange Group plc およびそのグループ会社（以下総称して「LSE グループ」）は、いかなる形においても、当ファンドとの関係を有さず、またスポンサー、保証、販売もしくは販売促進を行うものではありません。FTSE Russell は、特定の LSE グループ会社の取引名です。本インデックスにかかるすべての権利は、インデックスを保有する該当 LSE グループ会社に帰属します。FTSE®は、該当する LSE グループ会社の商標であり、ライセンス契約に基づき、他のあらゆる LSE グループ会社が使用します。本インデックスは、FTSE International Limited またはその関連会社、代理人もしくはパートナーによって、またはこれらの委託を受けて算出されています。LSE グループは、本インデックスの使用、本インデックスへの依拠もしくは本インデックスの誤り、または当ファンドへの投資もしくはその運用から生じる、いかなるものに対する責任も負うものではありません。LSE グループは、当ファンドから得られる結果、または株式会社 susten キャピタル・マネジメントによる提供の目的に対する本インデックスの適切性のいずれについても、主張、予想、保証、表明を行わないものとします。

当ファンドは、MSCI Inc.（「MSCI」）、その関連会社、その情報提供者、あるいは MSCI 指数の編集、計算、または作成に関与あるいは関連するその他の第三者（総称して「MSCI 当事者」）がスポンサー、推奨、販売、または宣伝を行っているものではありません。MSCI 指数は MSCI の独占所有物です。MSCI および MSCI 指数は、MSCI またはその関連会社のサービスマークであり、特定の目的のために委託会社が使用許諾を受けています。MSCI 関係者はいずれも、当ファンドの発行者、所有者、またはその他の者もしくは団体に対し、ファンド全般もしくは当ファンドへの投資に関する適否、または MSCI 指数が対応する株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示または暗示にかかわらずいかなる表明または保証も行うものではありません。MSCI またはその関連会社は、特定の商標、サービスマーク、商号、および MSCI 指数のライセンス所有者であり、MSCI 指数は当ファンド、当ファンドの発行者、所有者、またはその他の者もしくは団体に関係なく MSCI によって決定、作成および計算されています。MSCI の関係者は、MSCI 指数の決定、作成および計算において、当ファンドの発行者、所有者、またはその他の者もしくは団体のニーズを考慮する義務を一切負っていません。MSCI 関係者は、当ファンドの発行時期、価格、数量の決定、当ファンドを換金するための計算式の決定または計算について責任を負わず、またこれらに関与していません。さらに、MSCI の関係者は、当ファンドの管理、マーケティング、募集に関連して、当ファンドの発行者、所有者、その他いかなる人物、事業体に対しても、いかなる義務や責任も負いません。

MSCI は MSCI 指数に含まれる、またはその算出に使用する情報を MSCI が信頼できると考える情報源から入手しますが、MSCI 当事者は MSCI 指数またはそこに含まれるデータの独創性、正確性、完全性を保証または担保するものではありません。MSCI 関係者はいずれも、ファンドの発行者、所有者、またはその他の者もしくは団体が MSCI 指数またはそれに含まれるデータの利用により得る結果について、明示または黙示を問わず、何ら保証を行うものではありません。MSCI 関係者はいずれも、MSCI 指数またはそれに含まれるデータの誤り、脱落、中断について、あるいはそれらに関連するいかなる責任も負いません。さらに、MSCI 当事者は、いかなる種類の明示または黙示の保証も行いません。さらに、MSCI 当事者は、各 MSCI 指数およびそれに含まれるデータに関して、明示または黙示を問わず、いかなる種類の保証も行わず、ここに、特定目的への商品適格性および適合性に関するすべての保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合も、MSCI 当事者は、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害、またはその他の損害（逸失利益を含む）に対して、たとえその可能性を通知されていたとしても、一切の責任を負わないものとします。

当ファンドの購入者、販売者または保有者、あるいはその他のいかなる者または団体も、MSCI の許可が必要かどうかを判断するために MSCI に最初に連絡することなく、当ファンドのスポンサー、推奨、販売または宣伝のために MSCI の商号、商標またはサービスマークを使用または言及してはなりません。いかなる場合においても、いかなる者または団体も、MSCI の書面による事前の許可なく、MSCI との提携を主張することはできません。

## 代表的な資産クラスを表す指数の詳細

|         |                                             |
|---------|---------------------------------------------|
| 日 本 株   | : Morningstar 日本株式指数 (税引前配当込み、円ベース)         |
| 先 進 国 株 | : Morningstar 先進国株式指数 (除く日本、税引前配当込み、円ベース)   |
| 新 興 国 株 | : Morningstar 新興国株式指数 (税引前配当込み、円ベース)        |
| 日 本 国 債 | : Morningstar 日本国債指数 (税引前利子込み、円ベース)         |
| 先 進 国 債 | : Morningstar グローバル国債指数 (除く日本、税引前利子込み、円ベース) |
| 新 興 国 債 | : Morningstar 新興国ソブリン債指数 (税引前利子込み、円ベース)     |

- (注1) Morningstar 日本株式指数（税引前配当込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
- (注2) Morningstar 先進国株式指数（除く日本、税引前配当込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。
- (注3) Morningstar 新興国株式指数（税引前配当込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。
- (注4) Morningstar 日本国債指数（税引前利子込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前利子込み債券指数で、日本の国債で構成されています。
- (注5) Morningstar グローバル国債指数（除く日本、税引前利子込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前利子込み債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。
- (注6) Morningstar 新興国ソブリン債指数（税引前利子込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前利子込み債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。

#### <注意事項および免責事項>

susten 全世界株式インデックスファンド（M）（以下「当ファンド」といいます。）は、Morningstar, Inc.又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.の関連会社（以下、これらの法人全てを総称して「Morningstar グループ」といいます。）が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstar グループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または一般的な内外の株式・債券・REIT 市場の騰落率と連動するMorningstar インデックスの能力について、当ファンドの所有者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。株式会社sustenキャピタル・マネジメント（以下「委託会社」といいます。）とMorningstar グループとの唯一の関係は、Morningstar のサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstar のインデックス（以下「Morningstar インデックス」といいます。）の使用の許諾であり、Morningstar インデックスは、Morningstar グループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstar グループは、Morningstar インデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstar グループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstar グループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstar グループは、Morningstar インデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstar グループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstar グループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstar インデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstar グループは、Morningstar インデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstar グループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えばこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。